

各料金単価に含まれる賠償負担金相当額について

託送供給等約款のご契約内容に合わせて下表よりご確認ください。

1. 接続送電サービス

契約種別				単位	2025 年 10 月 1 日 以降の料金単価 ※消費税等相当額 を含みます。	料金単価に含まれる 賠償負担金相当額 ※消費税等相当額 を含みます。
低 圧	電灯定額 接続送電 サービス	電 灯 料 金	10W まで	1 灯	44 円 43 銭	0 円 18 銭
			20W まで	1 灯	88 円 87 銭	0 円 34 銭
			40W まで	1 灯	177 円 73 銭	0 円 68 銭
			60W まで	1 灯	266 円 60 銭	1 円 02 銭
			100W まで	1 灯	444 円 33 銭	1 円 71 銭
			100W をこえる 50W までごとに	1 灯	222 円 17 銭	0 円 86 銭
		小 型 機 器 料 金	50VA まで	1 機器	132 円 72 銭	0 円 51 銭
			100VA まで	1 機器	265 円 43 銭	1 円 02 銭
			100VA をこえる 50VA までごとに	1 機器	132 円 72 銭	0 円 51 銭
	電灯標準 接続送電 サービス	電力量料金		1kWh	8 円 24 銭	0 円 04 銭
	電灯時間 帯別接続 送電サー ビス	電力量料金	昼間	1kWh	8 円 56 銭	0 円 04 銭
			夜間	1kWh	7 円 88 銭	0 円 04 銭
電灯従量接続送電サービス				1kWh	13 円 09 銭	0 円 04 銭
動力標準 接続送電 サービス	電力量料金		1kWh	4 円 46 銭	0 円 04 銭	
動力時間 帯別接続 送電サー ビス	電力量料金	昼間	1kWh	4 円 62 銭	0 円 04 銭	
		夜間	1kWh	4 円 26 銭	0 円 04 銭	
動力従量接続送電サービス				1kWh	15 円 35 銭	0 円 04 銭

契約種別				単位	2025 年 10 月 1 日 以降の料金単価 ※消費税等相当額 を含みます。	料金単価に含まれる 賠償負担金相当額 ※消費税等相当額 を含みます。
高 圧	高圧標準接続 送電サービス	電力量料金		1kWh	2 円 28 銭	0 円 04 銭
	高圧時間帯別 接続送電 サービス	電力量料金	昼間	1kWh	2 円 39 銭	0 円 04 銭
			夜間	1kWh	2 円 16 銭	0 円 04 銭
	高圧従量接続送電サービス			1kWh	16 円 09 銭	0 円 04 銭
特 別 高 圧	特別高圧標準 接続送電 サービス	電力量料金		1kWh	1 円 02 銭	0 円 04 銭
	特別高圧時間 帯別接続送電 サービス	電力量料金	昼間	1kWh	1 円 07 銭	0 円 04 銭
			夜間	1kWh	0 円 96 銭	0 円 04 銭
	特別高圧従量接続送電サービス			1kWh	9 円 48 銭	0 円 04 銭

※賠償負担金は、東京電力福島第一原子力発電所の事故以前から原子力損害の賠償のために備えておくべきであった不足分の資金として、原子力発電事業者が経済産業大臣の承認を受けた額を託送料金の一部として回収させていただくものです。

2. 臨時接続送電サービス

契約種別			単位	2025 年 10 月 1 日 以降の料金単価 ※消費税等相当額 を含みます。	料金単価に含まれる 賠償負担金相当額 ※消費税等相当額 を含みます。
低 圧	電灯臨時 定額接続 送電サー ビス	50VA まで	1 日につき	3 円 94 銭	0 円 01 銭
		100VA まで	1 日につき	7 円 88 銭	0 円 03 銭
		100VA をこえ 500VA までの場合 100VA ごとに	1 日につき	7 円 88 銭	0 円 03 銭
		1kVA まで	1 日につき	78 円 77 銭	0 円 28 銭
		1kVA をこえ 3kVA までの場合 1kVA までごとに	1 日につき	78 円 77 銭	0 円 28 銭
	電灯臨時 接続送電 サービス	電力量料金	1kWh	9 円 06 銭	0 円 04 銭
高 圧	動力臨時定額接続送電サービス		1kW1 日 につき	80 円 26 銭	0 円 29 銭
	動力臨時 接続送電 サービス	電力量料金	1kWh	5 円 35 銭	0 円 04 銭
	高圧臨時 接続送電 サービス	電力量料金	1kWh	2 円 73 銭	0 円 04 銭
特別 高圧	特別高圧 臨時接続 送電サー ビス	電力量料金	1kWh	1 円 23 銭	0 円 04 銭

※賠償負担金は、東京電力福島第一原子力発電所の事故以前から原子力損害の賠償のために備えておくべきであった不足分の資金として、原子力発電事業者が経済産業大臣の承認を受けた額を託送料金の一部として回収させていただくものです。